

酸化エチレンに係る事業者の自主的取組のフォローアップのあり方について

1. チェック・アンド・レビューの体制、頻度、評価等について

「事業者による酸化エチレンの自主管理の促進の仕組みについて」では、「事業者団体は事業者の自主管理の実施状況をフォローアップして、その結果を国に報告し、国はその報告を大気環境状況のデータ等とともに審議会等に報告した上で、公表する」としている。

この具体的な進め方等については、以下のとおりとする。

- 酸化エチレンの自主管理計画に基づく取組状況については、事業者団体や事業者団体に属さない事業者の取組状況を環境省がまとめて集約し、本専門委員会(有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会)においてチェック・アンド・レビューを行う。
- 上記体制の各主体の役割については以下の表1のとおり。

表1 事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための体制

環境省
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針を策定・通知(令和4年 10 月通知) ● 事業者団体から自主管理計画とその取組状況を集約し、本専門委員会へ報告 ● 環境省より事業者団体に属さない事業者の取組状況を報告 ● 地方公共団体とともに大気環境モニタリングを実施し、その結果を報告 ● 必要に応じ、各事業者団体へ助言を提示
<p>【中央環境審議会大気・騒音振動部会 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省より事業者の取組状況や環境中への排出量推計の結果を報告 ● 環境省より有害大気汚染物質モニタリング結果等を報告

- また、チェック・アンド・レビューの頻度、評価については以下のとおり。
 - ・事業者団体は、前年度の事業者の取組を一定の期間内(上半期を目途)に取りまとめて評価、公表するとともに、国(環境省)は事業者団体に取りまとめた情報を収集し、その結果を事業者団体に属さない事業者の情報や有害大気汚染物質モニタリング結果等と併せて、毎年度、本専門委員会に報告する。
 - ・収集された情報(事業者等による評価も含む)については、専門委員会において、以下の点から評価するとともに、その評価結果を事業者団体に情報提供する。

<評価の視点>

- ① 自主管理計画の設定状況
- ② 排出抑制対策の実施状況
- ③ 自主管理目標の達成状況

※ただし、本専門委員会は原則公開であるため、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすことがないよう、情報の公開には配慮する必要がある。

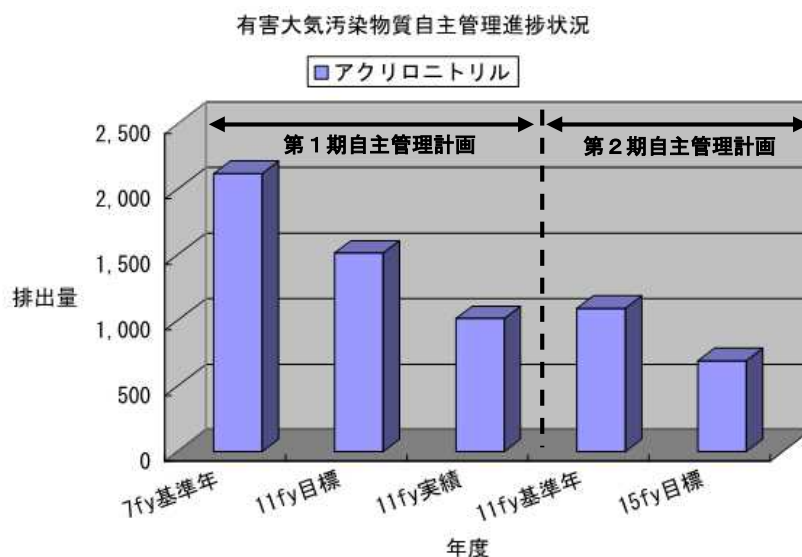
※評価結果については、自主的取組の促進に努める観点から、国(環境省)のホームページで公表する。

<参考1 事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針に基づく取組み>

環境省(環境庁)	経済産業省(通商産業省)
「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」を協力して作成・通知(平成8年9月策定)。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体が自主管理計画を策定、排出管理目標等を設定して取組 ・対象物質は12物質・・・優先取組物質のうち、事業者による自主管理が速やかに実施可能と考えられるもの。 	
指針を地方公共団体に通知して、自主管理の促進のための協力を求める。	指針を事業者団体に通知して、自主管理の実施を求める
(大気環境モニタリングの実施)	事業者団体から、自主管理計画とその実施状況の報告を受ける。
↓中央環境審議会・化学品審議会(通商産業省)に報告 審議会でチェック・アンド・レビュー、評価、公表。	

※平成8年5月の大気汚染防止法の改正を受け、平成9年度から15年度にかけて、「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」(平成8年10月18日付け環境庁大気保全局長通知)に基づき実施された有害大気汚染物質対策については、事業者団体が自主管理計画に基づき排出抑制対策を講じ、国が審議会等における取組状況のチェック・アンド・レビューを実施した結果、取組対象物質の排出量が減少し、大気環境濃度が着実に改善された。

<参考2 環境省による自主管理の取組評価の公表イメージ>



※平成13年12月19日報道発表「有害大気汚染物質に関する自主管理計画の評価について」を加工。
 ※平成11年度実績と平成11年度基準年の排出量の相違は、新たに参画した事業者等による排出量の増加等による

2. 排出抑制対策の効果の確認

(1) 大気環境モニタリングの実施及びとりまとめ

現在、国や地方公共団体は大気環境中の酸化エチレンのモニタリングを実施しており、国がその結果を年度ごとにとりまとめ、公表している。

本取組を継続するとともに、とりまとめた結果については、本専門委員会において報告することにより、自主管理計画に基づく排出抑制対策の効果について検証を行う。

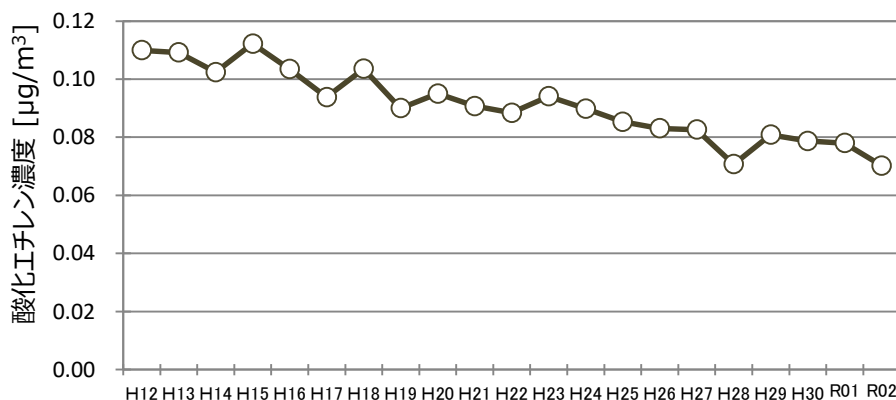


図1 大気環境中の酸化エチレン濃度 (継続測定局の平均値)

表2 有害性評価値超過地点数の推移 (参考)

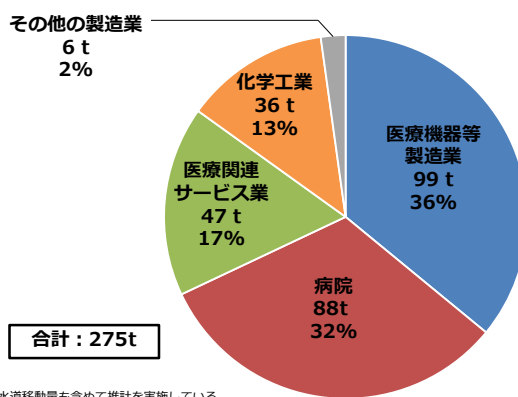
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有害性評価値超過地点数	25	35	45	40	26
全測定地点数	239	242	236	234	237

(2) 業種別の環境中への排出量の把握

事業者による自主管理の取組効果については、2. (1)の大気環境モニタリング結果に加え、酸化エチレンの環境中への排出量についても確認し、判断していく必要があると考える。

また、「事業者による酸化エチレンの自主管理の促進の仕組みについて」では、事業者団体は事業者の自主管理の実施状況をフォローアップし、その結果を国に報告することとなっている。

そこで、平成30年度を基準年度とし、自主管理計画の期間である令和7年度末までは、事業者団体が実施するフォローアップの結果等を活用して排出量の推移を確認し、排出抑制対策の効果を検証する。



*一部、下水道移動量も含めて推計を実施している。

図2 平成30年度酸化エチレンの業種別の環境中排出量推計結果

※事業者団体に属さない事業者への対応

事業者団体に属さない事業者からの排出量については、事業者団体へのアンケート結果より、滅菌・消毒用の酸化エチレン出荷量と各事業所における推計使用量が概ね一致していることから、さほど多くないものと認識している。

一方、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「PRTR 法」という。)に基づく届出情報等を見ると、化学工業用途等で酸化エチレンを使用していると推察される事業者で、事業者団体に属さず、かつ、排出量が比較的多い者が存在することも承知している。

そこで、事業者団体に属さない事業者については、環境省が PRTR 法の届出データを用いて大気・水域への排出量を推計し、2. (1)ともあわせて効果の検証を行う。

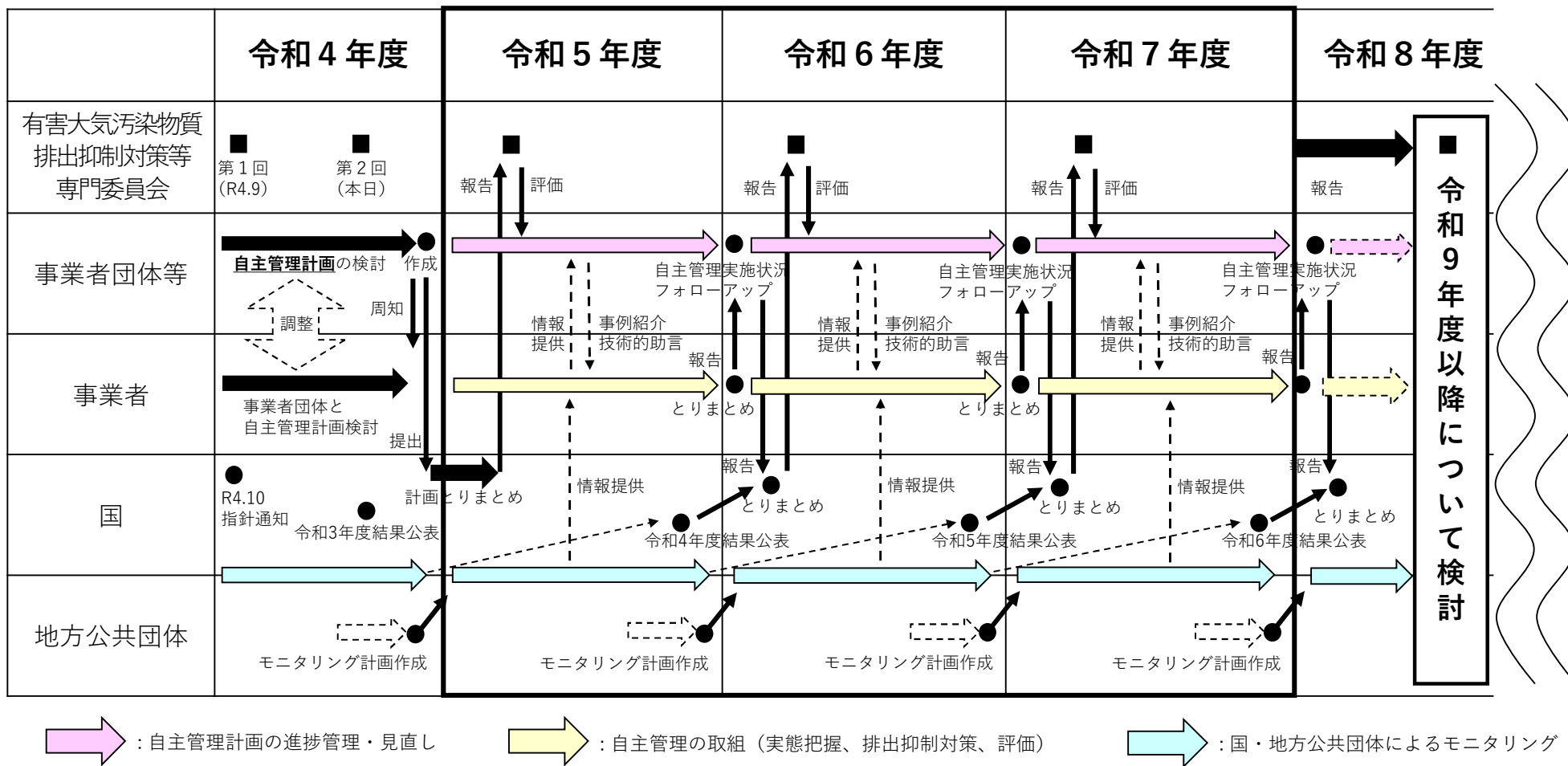


図3 事業者による酸化エチレンの自主管理促進の取組の今後の進め方(案)